

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月30日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ・ケイマン・トラスト -
外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(Kokusai Cayman Trust - Gaikadate World Investment Grade
Bond Open Currency Selection)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約1,881億円）を上限とする。

米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約1,881億円）を上限とする。

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億アメリカ合衆国ドル（約941億円）を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,959億円）を上限とする。

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,959億円）を上限とする。

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億オーストラリア・ドル（約979億円）を上限とする。

ユーロ建 ユーロヘッジクラス受益証券：

10億ユーロ（約1,207億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝94.05円、1豪ドル＝97.93円および1ユーロ＝120.73円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年6月13日に提出した有価証券届出書（平成25年6月21日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および 地域別の投資 状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(Kokusai Cayman Trust - Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection) (以下、「サブ・ファンド」といい、コクサイ・ケイマン・トラスト (Kokusai Cayman Trust) を「ファンド」という。) の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(平成25年 7 月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	31,208,466.60	98.97
現金・その他の資産 (負債控除後)		325,733.60	1.03
合計 (純資産総額)		31,534,200.20 (約3,093百万円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注 2) 米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年 7 月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 98.08円、1 豪ドル = 88.55円および 1 ユーロ = 130.05円) による。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。

(注 3) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建受益証券は米ドル建であり、豪ドル建受益証券は豪ドル建であり、ユーロ建受益証券はユーロ建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたはユーロをもって行う。

(注 4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(平成25年7月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	数量(口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	World Investment Grade Bond Fund (A Series Trust of Kokusai Trust) - USD-hedged (F) Class	ケイマン諸島	投資信託	3,394,069,233.6900	0.009450	32,075,065.15	0.009195	31,208,466.60	98.97

< 参考情報 >

コクサイ・トラスト・ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのW I G B F米ドルヘッジクラス(F)(以下「投資先ファンド」という。)の組入上位銘柄

(平成25年7月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1.	US TREAS NTS 0.75% 03/31/18	アメリカ合衆国	国債	0.750	2018 / 03 / 31	3.84
2.	GE CAPITAL 3.75% 04/04/16/EUR/	アイルランド	社債	3.750	2016 / 04 / 04	2.29
3.	METLIFE INSTIT 1.625% 04/02/15	アメリカ合衆国	社債	1.625	2015 / 04 / 02	1.98
4.	AMER EXPRESS C 7.3% 08/20/13	アメリカ合衆国	社債	7.300	2013 / 08 / 20	1.94
5.	WELLS FARGO & V/R 06/15/16	アメリカ合衆国	社債	3.676	2016 / 06 / 15	1.92
6.	BANK OF AMERICA CO 2% 01/11/18	アメリカ合衆国	社債	2.000	2018 / 01 / 11	1.66
7.	FRANCE GO 1.75% 05/25/23/EUR/	フランス	国債	1.750	2023 / 05 / 25	1.64
8.	CANADIAN GO 2.5% 06/01/15/CAD/	カナダ	国債	2.500	2015 / 06 / 01	1.60
9.	GENERAL ELEC C 4.375% 09/16/20	アメリカ合衆国	社債	4.375	2020 / 09 / 16	1.20
10.	ORANGE SA 5% 05/12/16/GBP/	フランス	社債	5.000	2016 / 05 / 12	1.11

(注) 投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

() 投資不動産物件

該当事項なし(平成25年7月末日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成25年7月末日現在)。

（２）運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

平成25年７月前１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成24年８月末日	12,877,461.12	1,263,021,387	103.92	10,192
９月末日	14,655,948.25	1,437,455,404	103.83	10,184
10月末日	15,861,603.96	1,555,706,116	104.37	10,237
11月末日	16,224,639.18	1,591,312,611	103.93	10,193
12月末日	15,027,425.45	1,473,889,888	103.97	10,197
平成25年１月末日	12,088,141.92	1,185,604,960	101.98	10,002
２月末日	11,187,771.09	1,097,296,589	102.46	10,049
３月末日	10,712,714.53	1,050,703,041	102.26	10,030
４月末日	10,418,722.53	1,021,868,306	103.34	10,136
５月末日	9,623,255.88	943,848,937	101.02	9,908
６月末日	9,250,175.54	907,257,217	98.00	9,612
７月末日	8,641,822.71	847,589,971	98.45	9,656

（注）上記「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<参考情報>

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（平成22年11月19日～平成25年７月末日）



（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている１口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成24年 8 月末日	14,039,875.50	1,377,030,989	86.89	8,522
9 月末日	13,383,618.33	1,312,665,286	86.45	8,479
10月末日	13,303,649.21	1,304,821,915	86.38	8,472
11月末日	12,020,385.25	1,178,959,385	81.26	7,970
12月末日	12,260,537.56	1,202,513,524	84.48	8,286
平成25年 1 月末日	11,501,114.63	1,128,029,323	84.80	8,317
2 月末日	10,619,719.41	1,041,582,080	85.16	8,352
3 月末日	10,015,161.86	982,287,075	82.75	8,116
4 月末日	10,057,942.12	986,482,963	83.90	8,229
5 月末日	8,843,851.87	867,404,991	76.04	7,458
6 月末日	7,809,254.89	765,931,720	70.43	6,908
7 月末日	7,335,829.82	719,498,189	68.82	6,750

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年11月19日～平成25年7月末日）



<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成24年 8 月末日	871,079.12	85,435,440	93.73	9,193
9 月末日	845,637.49	82,940,125	93.05	9,126
10月末日	844,898.97	82,867,691	92.95	9,117
11月末日	797,770.25	78,245,306	92.33	9,056
12月末日	791,408.38	77,621,334	91.60	8,984
平成25年 1 月末日	766,672.32	75,195,221	88.74	8,704
2 月末日	519,211.47	50,924,261	89.37	8,765
3 月末日	513,720.52	50,385,709	88.42	8,672
4 月末日	494,470.99	48,497,715	88.93	8,722
5 月末日	479,335.03	47,013,180	86.21	8,455
6 月末日	794,622.02	77,936,528	83.56	8,196
7 月末日	779,791.43	76,481,943	82.00	8,043

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年11月19日～平成25年7月末日）



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成24年 8 月末日	6,512,227.66	576,657,759	107.03	9,478
9 月末日	7,403,657.86	655,593,904	106.82	9,459
10月末日	8,033,040.04	711,325,696	107.42	9,512
11月末日	7,236,615.65	640,802,316	106.91	9,467
12月末日	6,201,805.87	549,169,910	106.84	9,461
平成25年 1 月末日	5,413,683.22	479,381,649	104.76	9,276
2 月末日	5,066,402.63	448,629,953	105.10	9,307
3 月末日	4,524,376.10	400,633,504	104.92	9,291
4 月末日	4,128,685.07	365,595,063	105.94	9,381
5 月末日	3,569,826.87	316,108,169	103.56	9,170
6 月末日	3,142,569.14	278,274,497	100.44	8,894
7 月末日	3,225,741.35	285,639,397	100.81	8,927

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年11月19日～平成25年7月末日）



<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成24年 8 月末日	1,786,350.43	158,181,331	83.33	7,379
9 月末日	1,675,942.99	148,404,752	82.61	7,315
10月末日	2,107,087.54	186,582,602	82.52	7,307
11月末日	1,633,301.72	144,628,867	77.21	6,837
12月末日	1,851,520.05	163,952,100	80.84	7,158
平成25年 1 月末日	1,467,174.53	129,918,305	80.75	7,150
2 月末日	1,607,456.07	142,340,235	82.86	7,337
3 月末日	1,559,619.43	138,104,301	79.03	6,998
4 月末日	1,544,381.65	136,754,995	80.59	7,136
5 月末日	1,386,103.87	122,739,498	79.28	7,020
6 月末日	1,344,719.60	119,074,921	76.91	6,810
7 月末日	1,296,707.25	114,823,427	76.66	6,788

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年11月19日～平成25年7月末日）



<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成24年 8 月末日	34,535.60	3,058,127	88.33	7,822
9 月末日	34,118.43	3,021,187	87.26	7,727
10月末日	34,040.92	3,014,323	87.06	7,709
11月末日	33,622.26	2,977,251	85.99	7,614
12月末日	33,542.29	2,970,170	85.79	7,597
平成25年 1 月末日	32,285.97	2,858,923	82.57	7,312
2 月末日	33,158.66	2,936,199	84.80	7,509
3 月末日	32,165.43	2,848,249	82.26	7,284
4 月末日	32,472.18	2,875,412	83.05	7,354
5 月末日	34,091.19	3,018,775	87.19	7,721
6 月末日	34,550.48	3,059,445	88.36	7,824
7 月末日	34,512.82	3,056,110	88.27	7,816

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年11月19日～平成25年7月末日）



<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
平成24年 8 月末日	-	-	-	-
9 月末日	-	-	-	-
10月末日	388,822.12	50,566,317	1.0015	130
11月末日	566,797.94	73,712,072	1.0001	130
12月末日	600,690.76	78,119,833	1.0029	130
平成25年 1 月末日	666,048.39	86,619,593	0.9853	128
2 月末日	680,640.38	88,517,281	0.9924	129
3 月末日	750,340.88	97,581,831	0.9927	129
4 月末日	801,146.30	104,189,076	1.0054	131
5 月末日	698,117.38	90,790,165	0.9848	128
6 月末日	604,449.39	78,608,643	0.9574	125
7 月末日	608,545.53	79,141,346	0.9639	125

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成24年10月19日～平成25年7月末日）



分配の推移

平成25年7月末日前1年間における1口当たりの課税前分配額の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	米ドル	円
平成24年8月	0.30	29
9月	0.30	29
10月	0.30	29
11月	0.30	29
12月	0.30	29
平成25年1月	0.30	29
2月	0.30	29
3月	0.30	29
4月	0.30	29
5月	0.30	29
6月	0.30	29
7月	0.30	29

<参考情報>

	米ドル	円
直近1年間累計	3.60	353
設定来累計	9.00	883

（注）設定来累計とは、米ドル建受益証券および豪ドル建受益証券の各クラスについては、運用開始日である平成22年11月19日から平成25年7月末日までの期間、ユーロ建 ユーロヘッジクラスについては、運用開始日である平成24年10月19日から平成25年7月末日までの期間における1口当たりの課税前分配額の累計額である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	米ドル	円
平成24年 8 月	1.00	98
9 月	1.00	98
10月	1.00	98
11月	1.00	98
12月	1.00	98
平成25年 1 月	1.00	98
2 月	1.00	98
3 月	1.00	98
4 月	1.00	98
5 月	1.00	98
6 月	1.00	98
7 月	1.00	98

<参考情報>

	米ドル	円
直近 1 年間累計	12.00	1,177
設定来累計	29.30	2,874

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	米ドル	円
平成24年 8 月	0.80	78
9 月	0.80	78
10月	0.80	78
11月	0.80	78
12月	0.80	78
平成25年 1 月	0.80	78
2 月	0.80	78
3 月	0.80	78
4 月	0.80	78
5 月	0.80	78
6 月	0.80	78
7 月	0.80	78

<参考情報>

	米ドル	円
直近 1 年間累計	9.60	942
設定来累計	24.00	2,354

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成24年 8 月	0.60	53
9 月	0.60	53
10月	0.60	53
11月	0.60	53
12月	0.60	53
平成25年 1 月	0.60	53
2 月	0.60	53
3 月	0.60	53
4 月	0.60	53
5 月	0.60	53
6 月	0.60	53
7 月	0.60	53

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	7.20	638
設定来累計	18.00	1,594

< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成24年 8 月	0.90	80
9 月	0.90	80
10月	0.90	80
11月	0.90	80
12月	0.90	80
平成25年 1 月	0.90	80
2 月	0.90	80
3 月	0.90	80
4 月	0.90	80
5 月	0.90	80
6 月	0.90	80
7 月	0.90	80

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	10.80	956
設定来累計	27.00	2,391

< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成24年 8 月	0.80	71
9 月	0.80	71
10月	0.80	71
11月	0.80	71
12月	0.80	71
平成25年 1 月	0.80	71
2 月	0.80	71
3 月	0.80	71
4 月	0.80	71
5 月	0.80	71
6 月	0.80	71
7 月	0.80	71

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	9.60	850
設定来累計	24.00	2,125

< ユーロ建 ユーロヘッジクラス >

	ユーロ	円
平成24年 8 月	-	-
9 月	-	-
10月	-	-
11月	-	-
12月	-	-
平成25年 1 月	0.0005	0.07
2 月	0.0005	0.07
3 月	0.0005	0.07
4 月	0.0005	0.07
5 月	0.0005	0.07
6 月	0.0005	0.07
7 月	0.0005	0.07

< 参考情報 >

	ユーロ	円
直近 1 年間累計	0.0035	0.46
設定来累計	0.0035	0.46

収益率の推移

下記期間における収益率の推移は、以下のとおりである。

＜米ドル建 米ドルヘッジクラス＞

	収益率（注）
平成24年 8 月 1 日 - 平成25年 7 月末日	- 1.92%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 平成25年 7 月末日現在の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成24年 7 月末日現在の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）（ユーロ建 ユーロヘッジクラスについては、1 口当たり当初発行価格（1 ユーロ））

以下同じ。

＜参考情報＞

年間収益率の推移



（注 1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（ただし、2010年については、当初発行価格（米ドル建受益証券は 1 口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券は 1 口当たり100豪ドル）とする。また、2012年は、ユーロ建 ユーロヘッジクラスについて、当初発行価格（1 ユーロ）とする。）

以下同じ。

（注 2）2010年は11月19日（米ドル建受益証券および豪ドル建受益証券の運用開始日）から12月末日までの収益率である。

2012年は、ユーロ建 ユーロヘッジクラスについては、10月19日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。

2013年は 1 月 1 日から 7 月末日までの収益率である。以下同じ。

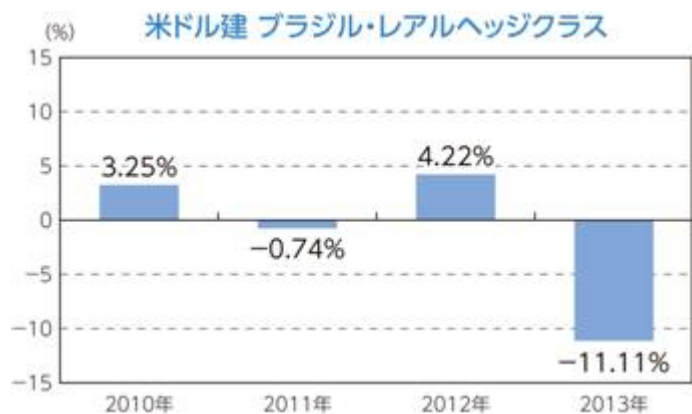
（注 3）サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
平成24年 8 月 1 日 - 平成25年 7 月末日	- 6.47%

<参考情報>

年間収益率の推移



<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
平成24年 8 月 1 日 - 平成25年 7 月末日	- 3.17%

<参考情報>

年間収益率の推移



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	収益率
平成24年 8 月 1 日 - 平成25年 7 月末日	0.85%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

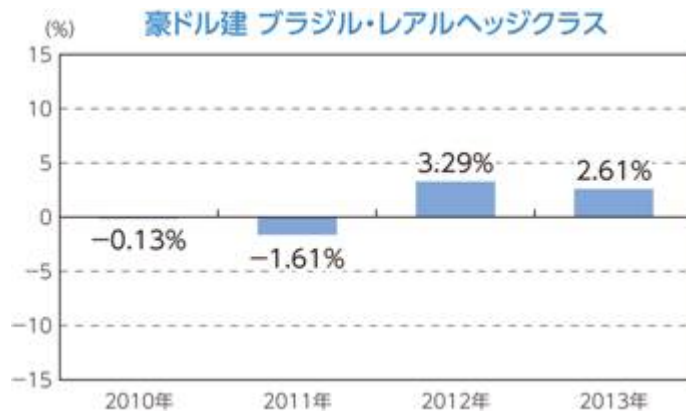


< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	収益率
平成24年 8 月 1 日 - 平成25年 7 月末日	7.41%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

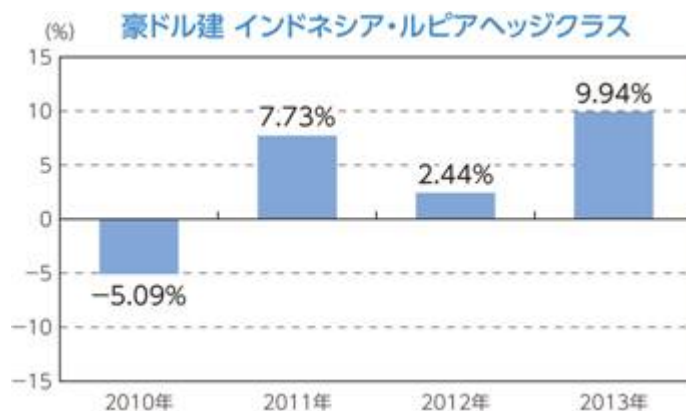


<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
平成24年8月1日 - 平成25年7月末日	11.58%

<参考情報>

年間収益率の推移

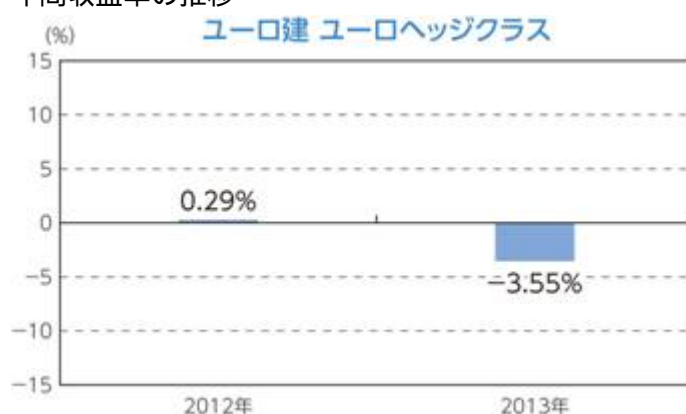


<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

	収益率
平成24年10月19日 - 平成25年7月末日現在	- 3.26%

<参考情報>

年間収益率の推移



2 販売及び買戻しの実績

下記期間における販売および買戻しの実績、ならびに平成25年7月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成24年8月1日 - 平成25年7月末日	96,417 (96,417)	117,657 (117,657)	87,776 (87,776)

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成24年8月1日 - 平成25年7月末日	28,995 (28,995)	90,426 (90,426)	106,593 (106,593)

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成24年8月1日 - 平成25年7月末日	7,345 (7,345)	5,853 (5,853)	9,510 (9,510)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成24年8月1日 - 平成25年7月末日	36,093 (36,093)	61,470 (61,470)	31,997 (31,997)

<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成24年8月1日 - 平成25年7月末日	18,290 (18,290)	26,974 (26,974)	16,914 (16,914)

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成24年8月1日 - 平成25年7月末日	0 (0)	0 (0)	391 (391)

<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成24年10月19日 - 平成25年7月末日	796,860 (796,860)	165,540 (165,540)	631,320 (631,320)

（注1）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注2）ユーロ建 ユーロヘッジクラスの販売口数には、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成25年7月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝98.08円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2013年 6 月30日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（取得原価：33,585,853米ドル）	32,441,228	3,181,836
現金	350,741	34,401
為替予約取引に係る未実現評価益	26,871	2,636
未収金：		
サブ・ファンド受益証券販売	97,930	9,605
投資有価証券売却	558,587	54,786
分配金	62,264	6,107
その他の資産	83,514	8,191
資産合計	33,621,135	3,297,561
負債		
保管会社に対する未払金	95	9
為替予約取引に係る未実現評価損	279,831	27,446
未払金：		
投資有価証券購入	158,408	15,537
サブ・ファンド受益証券買戻	197,255	19,347
決済済為替予約取引	385,648	37,824
未払印刷費	51,643	5,065
未払投資顧問報酬	33,901	3,325
未払販売報酬	29,017	2,846
未払専門家報酬	13,280	1,303
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	10,271	1,007
未払保管報酬	7,064	693
未払管理報酬	3,568	350
未払代行協会員報酬	3,224	316
未払受託報酬	2,434	239
負債合計	1,175,639	115,307
純資産	32,445,496	3,182,254
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	2,874,036	281,885
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	1,229,813	120,620
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	31,598	3,099
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	786,782	77,168
円建クラス S	9,669,214	948,357
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	7,809,255	765,932
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	794,622	77,937
米ドル建 米ドルヘッジクラス	9,250,176	907,257
	32,445,496	3,182,254

	米ドル	千円
--	-----	----

発行済受益証券口数

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	31,287	口
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	17,484	口
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	391	口
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	631,320	口
円建クラスS	100,000	口
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	110,878	口
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	9,510	口
米ドル建 米ドルヘッジクラス	94,389	口

受益証券1口当たり純資産価格

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	91.86	9,010 円
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	70.34	6,899 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	80.81	7,926 円
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	1.2462	122 円
円建クラスS	97.00	9,514 円
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	70.43	6,908 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	83.56	8,196 円
米ドル建 米ドルヘッジクラス	98.00	9,612 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2013年6月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル	千円
投資収益		
投資先ファンドからの収益分配	-	-
	-	-
費用		
専門家報酬	79,962	7,843
投資顧問報酬	74,343	7,292
販売報酬	64,794	6,355
印刷費	51,643	5,065
設立費用	27,369	2,684
保管報酬	24,517	2,405
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	22,951	2,251
受託報酬	7,907	776
管理報酬	7,826	768
代行協会員報酬	7,200	706
登録手数料	418	41
費用合計	368,930	36,185
投資純損失	(368,930)	(36,185)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	(18,671)	(1,831)
投資先ファンドからの実現利益分配	460,686	45,184
外国通貨取引および為替予約取引	(2,471,755)	(242,430)
実現純損失	(2,029,740)	(199,077)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	773,430	75,858
外国通貨取引および為替予約取引	(2,431)	(238)
未実現評価益の純変動	770,999	75,620
実現および未実現純損失	(1,258,741)	(123,457)
運用による純資産の減少	(1,627,671)	(159,642)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2013年6月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純損失	(368,930)	(36,185)
実現純損失	(2,029,740)	(199,077)
未実現評価損の純変動	770,999	75,620
運用による純資産の減少	(1,627,671)	(159,642)
受益者への分配	(2,097,369)	(205,710)
サブ・ファンドの受益証券取引による純資産の純減少	(11,195,657)	(1,098,070)
純資産の純減少	(14,920,697)	(1,463,422)
純資産		
期首	47,366,193	4,645,676
期末	32,445,496	3,182,254

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書（続き）

2013年6月30日までの6か月間（未監査）

	豪ドル建		豪ドルヘッジクラス		豪ドル建		ブラジル・リアル ヘッジクラス		豪ドル建		インドネシア・ル ピアヘッジクラス		ユーロ建		ユーロヘッジクラス	
サブ・ファンドの受 益証券取引																
受益証券口数																
発行	5,915	口			8,550	口			-	口			197,910	口		
買戻し	(33,285)	口			(13,639)	口			-	口			(165,540)	口		
受益証券口数の純変 動	(27,370)	口			(5,089)	口			-	口			32,370	口		
金額																
発行	631,802	米 ドル 千円	61,967	米 ドル 千円	723,343	米 ドル 千円	70,945	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	259,184	米 ドル 千円	25,421	米 ドル 千円
買戻し	(3,558,336)	米 ドル 千円	(349,002)	米 ドル 千円	(1,140,897)	米 ドル 千円	(111,899)	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	(212,303)	米 ドル 千円	(20,823)	米 ドル 千円
サブ・ファンドの受 益証券取引による純 増加／（減少）	(2,926,534)	米 ドル 千円	(287,034)	米 ドル 千円	(417,554)	米 ドル 千円	(40,954)	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	46,881	米 ドル 千円	4,598	米 ドル 千円
	円建クラス S		米ドル建 ヘッジクラス		ブラジル・リアル ヘッジクラス		米ドル建 ヘッジクラス		インドネシア・ル ピアヘッジクラス		米ドル建 ヘッジクラス		米ドル建 ヘッジクラス		米ドル建 ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受 益証券取引																
受益証券口数																
発行	-	口			10,405	口			5,100	口			17,034	口		
買戻し	-	口			(44,661)	口			(4,230)	口			(67,188)	口		
受益証券口数の純変 動	-	口			(34,256)	口			870	口			(50,154)	口		
金額																
発行	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	875,067	米 ドル 千円	85,827	米 ドル 千円	431,511	米 ドル 千円	42,323	米 ドル 千円	1,738,202	米 ドル 千円	170,483	米 ドル 千円
買戻し	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	(3,696,039)	米 ドル 千円	(362,508)	米 ドル 千円	(372,314)	米 ドル 千円	(36,517)	米 ドル 千円	(6,874,877)	米 ドル 千円	(674,288)	米 ドル 千円
サブ・ファンドの受 益証券取引による純 増加／（減少）	-	米 ドル 千円	-	米 ドル 千円	(2,820,972)	米 ドル 千円	(276,681)	米 ドル 千円	59,197	米 ドル 千円	5,806	米 ドル 千円	(5,136,675)	米 ドル 千円	(503,805)	米 ドル 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト

2013年6月30日までの6か月間（未監査）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	105.73	10,370
投資純損失 ²	(0.86)	(84)
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	(9.35)	(917)
投資運用による収益（損失）合計	(10.21)	(1,001)
受益者への分配	(3.66)	(359)
期末純資産価額	91.86	9,010

リターン合計³ (14.06) %

平均純資産に対する比率：

費用合計³ 1.24 %投資純損失³ (1.24) %

	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	79.88	7,835
投資純損失 ²	(0.74)	(73)
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	(3.31)	(325)
投資運用による収益（損失）合計	(4.05)	(397)
受益者への分配	(5.49)	(538)
期末純資産価額	70.34	6,899

リターン合計³ (10.00) %

平均純資産に対する比率：

費用合計³ 1.40 %投資純損失³ (1.40) %

	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	84.76	8,313
投資純損失 ²	(0.87)	(85)
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	1.80	177
投資運用による収益（損失）合計	0.93	91
受益者への分配	(4.88)	(479)
期末純資産価額	80.81	7,926

リターン合計³ (3.53) %

平均純資産に対する比率：

費用合計³ 1.56 %投資純損失³ (1.56) %

1 注記2の記載の通り、円建クラスSの受益証券1口当たり純資産価格は、整数で四捨五入して計算される。

2 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

3 専門家報酬、登録手数料、設立費用および受託会社の前払報酬を除いて、1年を下回る期間については年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト(続き)

2013年6月30日までの6か月間(未監査)

	円建クラス S ¹	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	118.00	11,573
投資純損失 ²	(1.00)	(98)
投資活動による実現および未実現純利益(損失)	(12.00)	(1,177)
投資運用による収益(損失)合計	(13.00)	(1,275)
受益者への分配	(8.00)	(785)
期末純資産価額	97.00	9,514
リターン合計 ³	(15.62)	%
平均純資産に対する比率:		
費用合計 ³	0.97	%
投資純損失 ³	(0.97)	%

	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	80.50	7,895
投資純損失 ²	(0.73)	(72)
投資活動による実現および未実現純利益(損失)	(3.34)	(328)
投資運用による収益(損失)合計	(4.07)	(399)
受益者への分配	(6.00)	(588)
期末純資産価額	70.43	6,908
リターン合計 ³	(10.04)	%
平均純資産に対する比率:		
費用合計 ³	1.37	%
投資純損失 ³	(1.37)	%

	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	87.28	8,560
投資純損失 ²	(0.74)	(73)
投資活動による実現および未実現純利益(損失)	1.82	179
投資運用による収益(損失)合計	1.08	106
受益者への分配	(4.80)	(471)
期末純資産価額	83.56	8,196
リターン合計 ³	(3.37)	%
平均純資産に対する比率:		
費用合計 ³	1.29	%
投資純損失 ³	(1.29)	%

1 注記2の記載の通り、円建クラスSの受益証券1口当たり純資産価格は、整数で四捨五入して計算される。

2 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

3 専門家報酬、登録手数料、設立費用および受託会社の前払報酬を除いて、1年を下回る期間については年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト(続き)

2013年6月30日までの6か月間(未監査)

	米ドル建 米ドル	米ドルヘッジクラス 日本円
期首純資産価額	99.06	9,716
投資純損失 ²	(0.91)	(89)
投資活動による実現および未実現純利益(損失)	1.65	162
投資運用による収益(損失)合計	0.74	73
受益者への分配	(1.80)	(177)
期末純資産価額	98.00	9,612
リターン合計 ³	(3.76)	%
平均純資産に対する比率：		
費用合計 ³	1.40	%
投資純損失 ³	(1.40)	%

	ユーロ建 米ドル	ユーロヘッジクラス ³ 日本円
期首純資産価額	1.2614	124
投資純損失 ²	(0.0200)	(2)
投資活動による実現および未実現純利益(損失)	0.0088	1
投資運用による収益(損失)合計	(0.0112)	(1)
受益者への分配	(0.0040)	(0)
期末純資産価額	1.2462	122
リターン合計 ³	(5.28)	%
平均純資産に対する比率：		
費用合計 ³	1.81	%
投資純損失 ³	(1.81)	%

1 注記2の記載の通り、円建クラスSの受益証券1口当たり純資産価格は、整数で四捨五入して計算される。

2 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

3 専門家報酬、登録手数料、設立費用および受託会社の前払報酬を除いて、1年を下回る期間については年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

キャッシュ・フロー計算書

2013年6月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純減少	(1,627,671)	(159,642)
投資先ファンドへの投資の購入	(5,026,791)	(493,028)
投資先ファンドへの投資の売却手取金	20,699,858	2,030,242
投資先ファンドへの投資に係る実現純損失	18,671	1,831
投資先ファンドへの投資および外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	(769,772)	(75,499)
投資有価証券売却未収金の増加	(301,675)	(29,588)
投資有価証券購入未払金の増加	216,609	21,245
その他の資産の減少	25,907	2,541
未払費用の減少	(500)	(49)
運用活動により生じた現金純額	13,234,636	1,298,053
財務活動からの（に使用された）キャッシュ・フロー		
保管会社に対する未払金の減少	(13)	(1)
買戻可能受益証券売却発行額	5,206,417	510,645
買戻可能受益証券買戻支払額	(16,162,804)	(1,585,248)
受益者への分配金支払額	(2,097,369)	(205,710)
財務活動により生じた（に使用された）現金純額	(13,053,769)	(1,280,314)
現金の純増加	180,867	17,739
現金 - 期首	169,874	16,661
現金 - 期末	350,741	34,401

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2013年6月30日までの6か月間（未監査）

1．組織

外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年10月26日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）および三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。現在、管理会社によって、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、ユーロ建 ユーロヘッジクラス、円建クラスS、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの8クラスの受益証券の募集が行われている。

サブ・ファンドの主たる投資目的は、日本を除く世界の投資適格の信用格付（ＢＢＢ格相当以上）を有する社債およびソブリン債に主として投資を行うコクサイ・トラストのサブ・ファンドであるワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの米ドルヘッジクラス（Ｆ）（以下「投資先ファンド」という。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、日本企業が日本国外において円以外の通貨建で発行した社債へ投資することがある。

サブ・ファンドの各クラスは、投資先ファンドへの投資を通じて、主として世界の投資適格債に投資する。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2．重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。「営業日」とは、(1) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

円建クラスＳの純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）により、各営業日の営業終了時点において整数未満を四捨五入して計算される。ユーロ建 ユーロヘッジクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第４位未満を四捨五入して計算される。円建クラスＳおよびユーロ建 ユーロヘッジクラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第２位未満を四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定は、同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（調整なし）に基づいている。
- ・レベル２ - 公正価値測定は、資産または負債の直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なレベル１の公表価格以外のインプットに基づいている。
- ・レベル３ - 公正価値測定は、資産または負債の観察可能な市場データに基づかないインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法に基づいている。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2013年６月30日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って１株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の１株当たり

純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の１株当たり純資産価格（またはこれに相当するもの。）で計上し、それ以上の調整（「実務的な方法」）は行わない。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的な方法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の１株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約、上場オプション契約および為替予約取引）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いてＯＴＣデリバティブ（先渡を含む。）を評価する。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル１およびレベル２のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映される。

以下は、サブ・ファンドの資産を評価するために2013年6月30日現在に使用されたインプットによる公正価値評価の概要である。

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	2013年6月30日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
コクサイ・トラストのサブ・ファンドである ワールド・インベストメント・グレード・ボン ド・ファンド - 米ドルヘッジクラス (F)	-	32,441,228	-	32,441,228
投資先ファンドへの投資合計	-	32,441,228	-	32,441,228
為替予約取引に係る未実現評価益	-	26,871	-	26,871
為替予約取引に係る未実現評価損	-	(279,831)	-	(279,831)
合計	-	(252,960)	-	(252,960)

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬ならびにサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

円建クラスSを除くクラスについて、管理会社は、その裁量により、毎月15日に、各クラスについて分配を宣言することができる。分配は、サブ・ファンドの純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から行われる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。円建クラスSについては、受託会社が分配直後の会計年度末における受益証券1口当たり純資産価格が10,000円を下回らない範囲で、サブ・ファンドの収益および純実現キャピタル・ゲインの全額または一部から行われる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。ユーロ建 ユーロヘッジクラスの最初の分配は、2013年1月15日に宣言される予定である。

2013年6月30日までの6か月間において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	投資純利益からの金額 (米ドル)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	(163,599)
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	(103,430)
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	(1,909)
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	(2,774)
円建クラスS	(847,563)
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	(748,078)
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	(32,712)
米ドル建 米ドルヘッジクラス	(197,304)
合計	(2,097,369)

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替取引を締結することができる。外国為替予約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替予約レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ評価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴

い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2013年6月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替（米ドル）
デリバティブ資産	
為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 26,871
デリバティブ負債	
為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (279,831)

2013年6月30日までの6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替（米ドル）
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / （損失）	
為替予約取引に係る純実現損失	\$ (2,478,366)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / （評価損）の変動	
為替予約取引に係る未実現評価損の純変動	\$ (3,658)

2013年6月30日までの6か月間における未決済の為替予約取引の平均想定元本は、おおよそ以下のとおりであった。

ファンド・レベル	\$	253,040
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	1,559,184
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	32,512
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$	4,710,359
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	10,108,730
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	\$	893,374
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	603,533
円建クラスS	\$	10,685,221

3．投資先ファンド

本「3．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2012年12月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2013年6月30日現在の情報と一致している。

3.1．投資先ファンドの設立

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド（以下「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド」という。）は、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託として2009年9月2日に設立されたコクサイ・トラストの2つ目のサブ・ファンドである。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、2010年4月19日付で運用を開始した。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、国際投信投資顧問株式会社によって設立された日本の投資信託のために設立された。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島政府から課税免除認可書を取得している。コクサイ・トラストおよびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益証券のいずれも、1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、またその予定もない。またコクサイ・トラストは、1940年米国投資会社法に基づいて登録されておらず、またその予定もない。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、7クラスの受益証券が投資者に対して募集されている。WIGBF米ドルヘッジクラス（F）を除く各クラスは、日本円で募集される。WIGBF米ドルヘッジクラス（F）は、米ドルで募集される。WIGBF米ドルヘッジクラス（F）を除く各クラスは、各クラスの通貨について、対米ドルでヘッジが行われている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資目的は、主として世界の投資適格債および政府債に投資し、米ドル以外の通貨のエクスポージャーはヘッジすることにより、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。米ドルの通貨エクスポージャーは、各クラスの通貨に対するヘッジが行われる。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、米ドルヘッジクラス（Ｆ）について、ヘッジを行わない。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（以下「投資顧問会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

以下は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終的な許可の下、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産価額は、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎営業日および受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「決算日」という。）に計算される。純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建てで算出されるＷＩＧＢＦ米ドルヘッジクラス（Ｆ）を除き、日本円建てで計算され、米ドルに換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎営業日に計算され、受益証券１口当たり純資産価格の数値は、小数第６位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建て有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手不可でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手不可でないとみなされる。受託会社は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券および資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが純資産価値を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示で行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの方針は、純資産価値の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、受託会社またはその指示で行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは保証できない。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、U . S . G A A Pに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1 - ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが測定日現在に入手可能な、同一の投資の活発な市場における未調整の公表価格を反映するインプット。
- ・レベル2 - 資産または負債の直接的または間接的に観察可能な公表価格以外のインプット（活発であると考えられない市場におけるインプットを含む。）。
- ・レベル3 - 観察不能なインプット。レベル3に分類される投資有価証券は、取引が頻繁に行われていないために重要な観察不能なインプットに基づいている。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用され、市場参加者が評価の決定に用いる想定（リスクの想定を含む。）を幅広く参照する。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、

公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観測可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

投資有価証券は、活発な市場における公表価格に基づいて評価されているため、一定の金融市場証券を含め、レベル1に分類される。受託会社は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが当該商品について大きなポジションを有し、売却によって公表価格に相当のの影響を与える可能性がある状況においても、公表価格の調整を行わない。

活発であるとみなされない市場において取引されるが、公表市場価格、ディーラー相場、または観測可能なインプットに裏付けられた代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。これには、投資適格社債およびサブリン債が含まれる。レベル2の投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限付きのポジションが含まれるため、その評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく、一般的には入手可能な市場情報に基づいて、調整されることがある。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観測可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いてOTCデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）を評価する。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観測不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観測不能なインプットも含まれる。

以下は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの資産評価に使用された2012年12月31日現在^{*}のインプットに基づく公正価値評価の概要である。

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	2012年12月31日 現在の公正価値
債務証券	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
オーストラリア	-	2,413,811	-	2,413,811
オーストリア	-	895,228	-	895,228
ベルギー	-	1,022,239	-	1,022,239
ブラジル	-	1,840,493	-	1,840,493
カナダ	-	9,077,925	-	9,077,925
デンマーク	-	2,635,350	-	2,635,350
フランス	-	11,141,337	-	11,141,337
ドイツ	-	4,124,156	-	4,124,156
香港	-	1,571,803	-	1,571,803
アイルランド	-	3,582,694	-	3,582,694
イスラエル	-	1,437,510	-	1,437,510
ルクセンブルグ	-	469,209	-	469,209
メキシコ	-	2,141,290	-	2,141,290
オランダ	-	16,159,678	-	16,159,678
ノルウェー	-	1,396,861	-	1,396,861
国際機関	-	2,547,882	-	2,547,882
スウェーデン	-	3,416,428	-	3,416,428
スイス	-	1,989,960	-	1,989,960
英国	-	36,848,618	-	36,848,618
アメリカ合衆国	-	105,401,817	-	105,401,817
短期投資有価証券	13,009,105	233,932	-	13,243,037
投資有価証券合計	13,009,105	210,348,221	-	223,357,326
金融デリバティブ商品 ^{**}				
資産				
先物契約	42,227	-	-	42,227
為替予約取引	-	1,244,363	-	1,244,363
負債				
先物契約	(23,772)	-	-	(23,772)
為替予約取引	-	(2,777,394)	-	(2,777,394)

^{*} 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

^{**} 為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価損益で評価されている。

2012年12月31日に終了した年度中に、レベル1とレベル2の間で移動はなかった。

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は取引日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から１ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却／増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却で調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券の利息収入は認識されない。

(D) 費用

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、次の費用を含むがこれらに限定されない、運営費用を負担することがある。すなわち、弁護士報酬、英文目論見書の作成と配布費用を含む受益証券の継続募集関連費用、印刷および郵便費用、届出報酬および費用、会計、監査および納税準備費用、コンサルタント報酬、税金、訴訟および特別費用（もしあれば。）、支払利息（買戻契約およびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによる借入れによる利息を含む。）、保管報酬、管理事務代行報酬、受託報酬、リスク計算サービス手数料、銀行手数料、ブローカー手数料（オプション取引を含む。）、スプレッド、有価証券のマークアップ、スワップおよび為替予約、ショートポジションにかかる支払配当、通貨ヘッジ費用、ならびにその他の投資および運営費用である。

(E) 分配方針

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、WIGBF米ドルヘッジクラス（F）に関して、2010年4月16日付のサブ・ファンドにかかる決議および2010年11月18日付のサブ・ファンドにかかる決議における承認に従って、分配（現金または現物を問わない。）の支払を各クラスについて宣言および手配する。分配は、（1）純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出されるプラスの合計金額、ならびに（2）有価証券ポートフォリオの利回りに基づく理論上の見積収益からファンド費用と通貨ヘッジ・プレミアム（費用）を控除した金額、すなわち、それぞれのクラスの純資産総額にポートフォリオ利回りを乗じて算出される金額、のいずれか大きい額で考慮される。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、各クラスの受益者に対して、月次で管理事務代行会社によって上記の方法で決定されたいずれか大きい金額の分配を宣言し、再投資を行う。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または受託会社はその単独の裁量によって決定するその他の日（以下「記録日」という。）に当月の分配を宣言し、通常、当月の10日目の暦日より前（営業日でない場合もしくはロンドンの銀行またはロンドンの証券取引所が休業日の場合には翌営業日）かまたは、受託会社はその単独の裁量によって決定したその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、受益証券は、該当分配日に発行される。

(F) ソブリン債

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、主に新興国を含むソブリン債発行体が発行または保証するソブリン債証券に投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関お

よびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(G) 現金および外国通貨

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(H) 定期預金

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、受託会社の判断に従い、保管会社を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、通貨需要が減少する期間には、通貨の預入れ手数料を支払うことがあり、これは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの支払利息となることがある。

(I) 外国為替予約取引

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

(J) 先物契約

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、先物契約を締結することがある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、有価証券市場に対するエクスポージャーまたは金利変動および通貨価値変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先物契約を締結することがある。先物契約の利用に関連する主たるリスクは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相関関係、市場の流動性が低い可能性、および取引相手方が債務不履行に陥る可能性である。先物契約は、日々の公表決済価格に基づいて評価される。先物契約の締結に際し、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、先物ブローカーに現金または米国政府および政府機関債を預託することを要する。先物契約は日々値洗いされ、評価額の変動（「変動マージン」）による未払金または未収金は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって適切に計上される。損益は認識されるが、契約が満了または終了するまでは実現されたとみなされない。先物契約は、資産負債計算書に開示される変動マージンを上回る、様々な程度の、損失リスクを伴う。

(K) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約を含む様々なデリバティブ商品（各商品の主たるリスクエクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。）を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2012年12月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替 (米ドル)	金利 (米ドル)	合計 (米ドル)
デリバティブ資産			
為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 1,244,363		\$ 1,244,363
先物契約に係る未実現評価益		\$ 42,227	\$ 42,227
デリバティブ負債			
為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (2,777,394)		\$ (2,777,394)
先物契約に係る未実現評価損		\$ (23,772)	\$ (23,772)

2012年12月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替 (米ドル)	金利 (米ドル)	合計 (米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)			
為替予約取引に係る純実現損失	\$ (9,323,919)		\$ (9,323,919)
先物契約に係る純実現損失 [*]		\$ (606,710)	\$ (606,710)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動			
為替予約取引に係る未実現評価損の純変動	\$ (4,664,811)		\$ (4,664,811)
先物契約に係る未実現評価益の純変動 [*]		\$ 228,231	\$ 228,231

3.3. 受益証券

2012年12月31日現在、すべての発行済受益証券は、国際投信投資顧問会社が設立した二つの関連会社（受益者）の名義で保有されている。当該二受益者は、純資産に対して100%の持分を保有している。

現在、W I G B F 円建円クラス、W I G B F 米ドル建米ドルクラス、W I G B F 豪ドル建豪ドルクラス、W I G B F 中国元建中国元クラス、W I G B F ブラジル・リアル建ブラジル・リアルクラス、W I G B F インドネシア・ルピア建インドネシア・ルピアクラスおよびW I G B F 米ドルヘッジクラス（F）の7クラスの受益証券が、投資者に募集されている。

受託会社は、現在の受益者の合意を得ることなく、異なる募集または機能通貨による新規のサブ・ファンドおよび / またはクラスを設定することができる。

(A) 受益証券の申込み

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日を除く各営業日またはワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの裁量により決定されたその他の時刻を「申込日」とする受益証券の申込みを受諾する。受託会社またはその委託者は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒絶することができる。各クラスの受益証券１口当たりの最低発行価格は10,000円である。ただし、受益証券１口当たりの最低発行価格が0.01米ドルであるW I G B F 米ドルヘッジクラス（F）を除く。受託会社またはその委託者は、裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒絶する権利を有する。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの各投資者は、各クラスについて、最低当初発行金額は10,000,000円（または、100,000米ドル相当の日本円）である。ただし、最低当初発行金額が100,000米ドルであるW I G B F 米ドルヘッジクラス（F）を除く。前述の最低継続発行金額は、各クラスの受益証券に適用される。受託会社またはその委託者は、最低当初金額は100,000米ドルを下回らないことを条件として、その単独裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格で発行される。「営業日」とは、ニューヨーク証券取引所ならびにニューヨーク市および日本の銀行が営業を行っている日をいう。

受益証券は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって募集される。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、受益証券の販売から手数料またはその他の代償を受領しない。

受益証券は、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日を除く各営業日に、各クラスの受益証券１口当たり10,000円を当初価格として継続的に募集される。受託会社またはその委託者は、裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒絶することができる。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの各投資者の最低当初発行金額は、各円建クラスについて、10,000,000円であり、W I G B F 米ドルヘッジクラス（F）については100,000米ドルである（最低当初発行金額は100,000米ドルまたは当該金額相当の日本円による金額を下回らない。）。

受益証券の申込みを行うにあたり、将来の投資者は、すべて記入済みの申込書を申込日に管理事務代行会社に提出しなければならない。申込人はまた、申込日の後３営業日の午後５時（ニューヨーク時間）より前（または管理事務代行会社が認める場合には延期された期間より前）にワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが受領するよう、申込金の送金について、管理事務代行会社との間で協議しておかなければならない。管理事務代行会社は、申込書を受領した後、当該申込みがワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって受諾されたかまたは拒絶されたかを速やかに申込人に通知する。申込金は、管理事務代行会社方、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド宛に送金されなければならない。

すべての申込書および申込金は、申込書の記載事項に従ってワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに引き渡されなければならない。申込みが拒絶された場合、払込まれた申込金は、速やかに申込人の元の口座に利息を付さずに払い戻される。W I G B F 米ドルヘッジクラス（F）を除く各クラスの申込みは、日本円で行われなければならない。W I G B F 米ドルヘッジクラス（F）の申込みは、米ドルで行われなければならない。すべての申込みは、取消不能である。受託会社またはその委託者は、申込みの一部のみを受諾することができ、影響を与える申込人に対しては速やかに通知を行う。

(B) 買戻し

以下の記載のとおり、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益者は、ロンドン株式市場またはロンドンの銀行の休日およびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの裁量によるその他の日時を除く各営業日（かかる日を「買戻日」という。）に、保有

する受益証券のすべてまたは一部を買戻すようワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに請求することができる。買戻しが当該買戻日に処理されるためには、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益者は、買戻日の特定の時間（以下に定義される。）までに、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの管理事務代行会社に対して買戻請求書を提出しなければならない。特定の時間より後に受領された買戻請求は、次の買戻日に受領されたものとみなされる。

特定の日時とは、ニューヨーク証券取引所が引ける前、または受託会社によって適切とみなされる日時をいう。

買戻請求には、買戻日およびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益者が買戻す受益証券の割合、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益者の受益証券口数の詳細または買戻される受益証券の円建の金額のいずれかを明記しなければならない。買戻価格は、当該クラスの買戻日における受益証券１口当たり純資産価格に等しい。米ドルヘッジクラス（Ｆ）に関する買戻代金の支払は通常、買戻日から３営業日以内に、日本円または米ドルで行われる。

４．受益証券

2013年６月30日現在、サブ・ファンドによって発行されたすべての受益証券は、二つの関連受益者名義で保有されている。当該二受益者は、それぞれ、純資産に対して２％および98％の持分を保有している。

（Ａ）受益証券の当初発行

受益証券の当初発行に係る取得申込書類は、2010年11月19日の指定時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。申込金額は、取得申込書類に記載の申込用口座に送金されなければならない。申込者からの即時決済可能な資金が、当初払込日までに申込用口座に受領されなければならない。

当初発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料が課され、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）により留保されることがある。2010年11月19日（運用開始日）から2013年６月30日までの期間において、日本における販売会社は、受益証券の当初発行に係るすべての申込手数料の受領を放棄した。

クラスＳ受益証券に関して支払われる申込手数料はない。

当初発行価格は、米ドル建受益証券クラスにつき、１口当たり100.00米ドル、豪ドル建受益証券クラスにつき、１口当たり100.00豪ドル、円建受益証券クラスＳにつき、１口当たり10,000円である。各クラスの当初の最低申込単位は、１口である。

（Ｂ）受益証券の継続申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日において、関連する申込注文が受諾された当該取引日の関連するクラス受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。特定の取引日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該取引日の指定時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される取引日（当該取引日を含む。）から４営業日目に保管会社により受領されなければならない。受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。た

だし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、マネー・ロンダリング防止法（2010年改訂）、テロ防止法（2009年改訂）、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

当初申込期間の後、継続発行価格の3%（税別）を上限とする申込手数料が課され、日本における販売会社により留保されることがある。2013年6月30日に終了した6か月間において、日本における販売会社は、当初発行後の受益証券の発行に係るすべての申込手数料の受領を放棄した。クラスS受益証券に関する申込手数料は発生しない。

(C) 受益証券買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、いずれかの取引日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される取引日（同日を含む）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドによる債務証券に対する集中によって一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 為替リスク

円建クラスS以外のクラス

円建クラスS以外のクラスの受益証券1口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨により行われるため、日本円により売却される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

投資先ファンド

投資先資産の米ドル建以外の通貨エクスポージャーは、米ドルにヘッジされ、米ドル金利が投資先資産の米ドル以外の通貨建の金利より低い場合、投資先ファンドがヘッジ・コストを負担する。完全に為替リスクを排除することはできない。

円建クラスS

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、原則として対米ドルで為替取引が行われ、米ドルに対するエクスポージャーは、円建クラスSにおいて対日本円で為替取引が行われ、原資産通貨と円貨との間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。円金利が当該米ドル金利より低い場合、円金利と米ドル金利の差額相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の組入資産について、当該投資信託証券において原則として対米ドルで為替取引を行い、原資産通貨と米ドルとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。米ドル金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドルについて為替取引が行われており、同クラスにおいて原則として米ドルは豪ドルヘッジクラスにおいて対豪ドルで為替取引が行われ、米ドルと豪ドルとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

ユーロ建 ユーロヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドルについて為替取引が行われており、同クラスにおいて原則として米ドルはユーロヘッジクラスにおいて対ユーロで為替取引を行い、原資産通貨とユーロとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、ユーロ金利が米ドル金利より低い場合、ユーロと米ドルとの金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび円建クラスS以外のクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドルについて為替取引が行われており、各通貨クラスにおいて原則として米ドルは各通貨クラスの取引対象通貨に対して為替取引が行われる。そのため、各クラスの取引対象通貨が各通貨クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスの取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を利用することにより為替取引を行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待またはその他の要素により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該取引対象通貨の為替市場の変動から想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(B) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。

（注）デュレーションとは、金利変動に対する債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

(C) 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(D) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(E) カウンター・パーティーおよびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

(F) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(G) 補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社ならびにその他の当事者は、サブ・ファンドに対する役務を遂行した結果生じた一定の債務について補償される。さらに、サブ・

ファンドは、通常の業務過程において、さまざまな補償条項を含む契約を締結する。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未発生の事象について、サブ・ファンドに対して行われることがある将来の請求が含まれるため、不確定であり、またリスクはほとんどない。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に関して過去に請求や損失を被っていない。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 企業債務

サブ・ファンドは、主に企業債務に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定の業界に影響を与える経済的要因、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(J) ソブリン債

サブ・ファンドは、主に新興国を含むソブリン債発行体が発行または保証するソブリン債証券に投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるといった当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。

(K) 為替予約取引

為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、リターン強化のために為替予約取引を利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも広範囲に上述のリスクにさらされることがある。

6．保証および補償

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、その他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない将来のサブ・ファンドに対する申立てが含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく過去の申立てまたは損失を被っていない。

7．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適切となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30％が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50％超である最大ベネフィットだけ減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2013年6月30日現在、調査対象となる課税年度は、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄によって異なり、また期限にかかる法令に基づき、運用開始日から運用が継続されている期間までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、運用開始日から2013年6月30日までである。

8. 関連当事者間取引

財務上または運営上の決定を行う際に、一方の当事者が、他方の当事者を支配する、または他方の当事者に対して著しい影響力を行使する能力を有する場合、当該当事者は、関連当事者とみなされる。

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

サブ・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）との間で、管理事務代行契約を締結した。当該契約は、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領することについて規定している。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、年間45,000米ドルの最低報酬を条件として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%の料率による報酬を受領する。2013年6月30日までの6か月間に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2013年6月30日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

サブ・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）との間で、保管契約を締結した。当該契約は、保管会社が、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領することについて規定している。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。2013年6月30日までの6か月間に、保管会社が稼得した報酬および2013年6月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、サブ・ファンドの受託会社としての役割を担う。受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2013年6月30日までの6か月間に、受託会社が稼得した報酬および2013年6月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

管理会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）との間で、投資顧問契約を締結した。当該契約は、サブ・ファンドの投資顧問会社としての役割を担うことについて規定している。投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、毎日発生し、会計年度にわたり四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドルで支払われる。2013年6月30日までの6か月間に、投資顧問会社が稼得した報酬および2013年6月30日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）との間で代行協会員契約を締結した。当該契約は、代行協会員が、サブ・ファンドの（円建クラスSを除く）各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領することについて規定している。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年6月30日までの6か月間に、代行協会員が稼得した報酬および

2013年6月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）との間で販売契約を締結した。当該契約は、日本における販売会社が、サブ・ファンドの（円建クラスＳを除く）各クラスの純資産価額の年率0.45％の報酬を受領する権利について規定している。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。クラスＳ受益証券に関して日本における販売会社が受領する報酬はない。2013年6月30日までの6か月間に、日本における販売会社が稼得した報酬および2013年6月30日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

サブ・ファンドは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（「管理会社」）との間で、信託証書を締結し、管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04％の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年6月30日までの6か月間に、管理会社が稼得した報酬および2013年6月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9．デリバティブ取引相手方

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で為替予約取引を締結することができる。2013年6月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で未決済であるすべての為替予約取引は、投資有価証券明細表に開示されている。

10．最近公表された会計基準

2011年12月に、ＦＡＳＢは、ＡＳＵ 2011 - 11「資産および負債の相殺についての開示」を公表し、相殺契約が事業体の財政状態に与える影響または潜在的な影響（一定の金融商品およびデリバティブ商品に関連する相殺の権利の影響または潜在的な影響を含む。）について、利用者が評価することを可能にする開示の拡充が要求されることになった。当該改訂は、2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される。現在、サブ・ファンドは、当該指針が財務書類に与える影響について査定している。

11．後発事象

経営陣は、2013年8月12日から財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2013年7月1日から2013年8月12日までに実施された発行金額は、114,641米ドルであり、買戻金額は、1,063,369米ドルであった。同期間における販売金額は、175,510米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2013年6月30日現在 (未監査)

投資先ファンドへの投資 - 100.0%	受益証券口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド (コクサイ・トラストのサブ・ファンド) - 米ドルヘッジクラス (F)	3,553,645,352	100.0%	\$ 32,441,228
投資先ファンドへの投資合計 (個別原価 33,585,853米ドル)		100.0%	\$ 32,441,228
負債を上回る現金およびその他の資産		0.0	4,268
純資産		100.0%	\$ 32,445,496

2013年6月30日現在、サブ・ファンドは、世界投資適格債ファンドの純資産の20.70%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

ファンドレベルの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価 (損) 益
A U D	ドイツ銀行	17,926	07/01/2013	U S D	16,589	(195)
A U D	ドイツ銀行	58	07/01/2013	U S D	53	0
						(195)

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
A U D	ドイツ銀行	3,143,865	08/02/2013	U S D	2,908,748	(40,383)

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
B R L	ドイツ銀行	2,730,247	08/02/2013	U S D	1,225,494	(10,759)

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
I D R	ドイツ銀行	300,765,198	08/02/2013	U S D	29,183	1,026

ユーロ建 ユーロヘッジクラス為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
E U R	ドイツ銀行	600,400	08/02/2013	U S D	786,932	(5,321)

円建クラスS為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
J P Y	ドイツ銀行	951,995,302	08/02/2013	U S D	9,755,015	(155,184)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表（続き）

2013年6月30日現在（未監査）

米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
B R L	ドイツ銀行	17,336,564	08/02/2013	U S D	7,781,338	(67,989)

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益
I D R	ドイツ銀行	7,563,126,034	08/02/2013	U S D	733,789	25,845

外国為替予約取引に係る未実現評価益	26,871
外国為替予約取引に係る未実現評価損	(279,831)
	(252,960)

通貨略称	
A U D	豪ドル
B R L	ブラジル・リアル
E U R	ユーロ
I D R	インドネシア・ルピア
J P Y	日本円
U S D	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額（平成25年7月末日）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約36億円）

発行済株式総数 1,002,080株

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

平成20年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年7月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年7月末日	37,117,968.52米ドル

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年7月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝98.08円）による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がサブ・ファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、サブ・ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺、または重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは() かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺、または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成25年7月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	50	9,271,223,274.58米ドル

（３）その他

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年7月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝98.08円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年6月30日現在

(単位：米ドル)

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	375,158,892.00	36,795,584
1.2	売買目的で保有される金融資産	45,751,398.00	4,487,297
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,751,398.00	4,487,297
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	3,233,910.00	317,182
1.4.1	持分証券	3,233,910.00	317,182
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	3,387,826,512.00	332,278,024
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,387,826,512.00	332,278,024
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,871,142.00	183,522
1.9.1	有形固定資産	1,871,142.00	183,522
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,494,270.00	440,798
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	4,494,270.00	440,798
1.12	税金資産	0.00	0
1.12.1	現行税金資産	0.00	0
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	28,868,352.00	2,831,408
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	3,847,204,476.00	377,333,815

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

負債

米ドル

千円

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	45,652,356.00	4,477,583
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,652,356.00	4,477,583
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	3,653,841,677.00	358,368,792
2.4.1	金融機関からの預金	803,883,131.00	78,844,857
2.4.2	金融機関以外からの預金	2,849,958,546.00	279,523,934
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	5,136,456.00	503,784
2.9.1	現行税金負債	2,896,745.00	284,113
2.9.2	繰延税金負債	2,239,711.00	219,671
2.10	その他の負債	11,141,984.00	1,092,806
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,715,772,473.00	364,442,964

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,640,530
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,640,530
3.1.2	未払込請求資本	0.00	0
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,441,180.00	239,431
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,441,180.00	239,431
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	77,841,959.00	7,634,739
3.6	< 自己株式 >		
3.7	当期利益	14,030,895.00	1,376,150
3.8	< 中間配当 >		
3.10	資本合計	131,432,003.00	12,890,851
3.11	負債および資本合計	3,847,204,476.00	377,333,815

（２）損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2013年６月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,822,289.00	34,822,289
5.2	利息収益	5,100,934.00	5,100,934
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	93,802.00	93,802
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,581,208.00	1,581,208
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	3,425,924.00	3,425,924
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	924,813.00	924,813
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	132,035.00	132,035
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	792,778.00	792,778
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	17.00	17
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	17.00	17
5.6	受取手数料（＋）	54,260,320.00	54,260,320
5.7	（支払手数料）（－）	24,839,340.00	24,839,340
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,306,423.00	2,306,423
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,306,423.00	2,306,423
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	102,759.00	102,759

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	1,184,011.00	1,184,011
5.16	一般管理費（－）	15,822,658.00	15,822,658
5.16.1	従業員費用（－）	7,577,208.00	7,577,208
5.16.2	一般管理費用（－）	8,245,450.00	8,245,450
5.17	減価償却（＋／－）	673,123.00	673,123
5.17.1	有形固定資産	149,209.00	149,209
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	523,914.00	523,914
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	18,326,508.00	18,326,508
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,295,613.00	4,295,613
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	14,030,895.00	14,030,895
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	14,030,895.00	14,030,895

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格の3.15%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。

<訂正後>

発行価格の3.15%^{（注）}（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。8%となった場合には、当該料率に応じた手数料となる。以下同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドのしくみ

管理会社の概況

<訂正前>

（前略）

(ハ) 資本金の額（平成25年3月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約35億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（中略）

(ホ) 大株主の状況

（平成25年3月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

<訂正後>

（前略）

(ハ) 資本金の額（平成25年7月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約36億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年7月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝98.08円）による。

（中略）

（ホ）大株主の状況

（平成25年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

日本

平成25年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

日本

平成25年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）